

令和4年8月24日

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3丁目1番1号

株式会社ABC Cooking Studio

代表取締役 志村 なるみ



## 回答書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴法人より受領した令和4年7月19日付け「質問書兼申入書」（以下、「本件書面」といいます。）に関して、当社の考えや対応につきご説明します。なお、当社の判断として、ABCポイントサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を改定するものについては、改定にあたり一定の時間を要しますので、この点をご理解いただけますようお願い致します。

### 1 当社のウェブページの表示

ご指摘いただいた当社のウェブページの「ABCポイントの有効期限」欄につきまして、本規約のリンクを付ける形に致します（こちらについては、従前は本規約のリンクを付けていたのですが、事務処理上の不備により正しく表示がなされていなかったものです。）。

### 2 本規約3条（ポイントの付与）6項

本規約3条6項の「ポイントを付与することが適切ではないと会社が判断した場合」につき、これに該当する具体的事由を本条項に加筆するように改定致します。具体的な事由としては、本規約等に反する行為があった場合、法令に違反する場合、その他不正行為があった場合等を検討しています。

### 3 本規約4条（ポイントの利用）9項

本規約4条9項に基づき「1回に利用できるポイント数の上限を設定」する場合がありますが、当社として、100ポイント未満を上限と設定することはありません。そこで、同条項に「ただし、ポイント数の上限を100ポイント未満とすることはありません」と加筆する

ことに致します。

#### 4 本規約8条（ポイントの取消）

本規約8条4号の「当社が相当と判断した」に該当するとしてポイント取消しを行ったものの、仮に当該判断に誤りがあったということでしたら、直ちにこれを撤回してポイントの再付与を行います。

ただ、上記の場合は、そもそも本規約8条4号に該当する状況ではなかったということですし、その場合に上記の対応がなされることは本規約の文言からして当然のことであり、消費者もその通りに理解されているものと考えます。そのため、本件書面にて要求されている「その旨が明確かつ消費者にとって平易なものとなるよう」に本規約を改定する必要はないと考えます。

#### 5 本規約10条（ポイントの失効）

本件書面では、本規約10条に関して「会員IDの削除が、債務不履行又は不法行為に該当する場合についても、貴社の損害賠償責任を免除するものであり、消費者契約法第8条1項1号及び同行3号により無効」となると主張されています。

しかしながら、「会員IDの削除が、債務不履行又は不法行為に該当する場合」というのは、有効な会員IDの削除ではないということの意味をしています。会員IDの削除が有効でないということであればポイントの失効という効力も生じるものではありません。そのため、仮に誤った会員IDの削除により参加者及び第三者に損害を生じさせたのであれば、当社が必要な法的責任を負うことを否定するものではなく、この点で当社の損害賠償責任を免除する趣旨ではありません。

したがって、この点については改定の必要がないと考えています。

#### 6 本規約17条（プログラム内容の変更、停止、終了等）

本規約17条の規約変更につきましては、民法548条の4第1項及び第2項に合わせる形で改定を行います。

敬具